

鳥 労 基 発 第 1 4 8 号
平成 2 4 年 8 月 1 0 日

関係荷主先団体の長 殿

鳥取労働局労働基準部長

陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

時下、貴団体におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、労働基準行政の推進につきましては、平素から格別のご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害の防止につきましては、平成 2 3 年 6 月 2 3 日付け鳥労発基第 6 8 9 号（平成 2 3 年 6 月 2 日付け基発 0 6 0 2 第 1 4 号）「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下、「荷役災害防止通達」という。）により、荷主と連携した対策の推進についてご協力をお願いしたところです。

このような中で、陸上貨物運送事業に関連する労働災害は、昨年も 1 3 , 5 4 3 人（鳥取県においては 5 0 人、うち死亡 1 人）が被災し、一昨年の 1 3 , 0 4 0 人（同 4 6 人）から 5 0 0 人以上の増加（同 4 人の増加）になっています。本年についても、既に 4 , 6 4 0 人（5 月未現在の速報値）（同 6 月末現在速報値 1 7 人、うち死亡 1 人）が被災し、昨年同期を 5 . 6 % も上回る（同 1 3 . 3 % 増加）状況になっています。

陸上貨物運送事業に関連する労働災害の特徴につきましては、

交通事故は 7 % 程度であり、7 0 % は荷役作業において発生していること

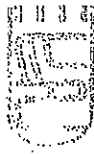
事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の 3 0 % を占めていること

災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が 7 0 % を占めていること、といったことがあげられます。

このことからおわかりいただけますとおり、陸上貨物運送事業に関連する労働災害の防止は、陸上貨物運送事業が安全対策を講じるのみならず、荷主の協力が不可欠になっています。

陸上貨物運送事業の荷役作業における安全対策を推進することは、荷役作業を行う労働者の労働災害を防止することはもとより、原材料や製品等の安全確実な輸送につながるものですので、貴業界及び会員事業場におかれましては、荷役災害防止通達により陸上貨物運送事業者と連携して、荷役作業における安全対策の一層の推進にご協力いただくようお願いします。

なお、参考として、国土交通省が公益社団法人全日本トラック協会に要請した文書を添付いたします。

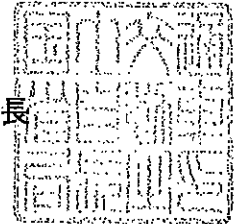


別添2

国自貨第51号の2
平成24年8月3日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

国土交通省自動車局長



貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

国土交通省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、厚生労働省労働基準局長より、貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について、別添のとおり協力要請があり、この対策を推進することについては、貨物自動車運送事業の適正な運営を確保する上で、大変重要なものであると考えております。

つきましては、貴団体傘下の会員各社に対し、荷役災害防止通達を徹底して頂きますよう周知方お願い致します。

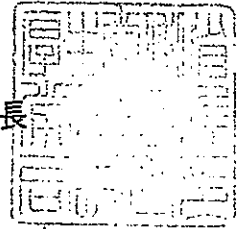
なお、同内容を各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長あて通達したので申し添えます。

基発0727第4号

平成24年7月27日

国土交通省自動車局長 殿

厚生労働省労働基準局長



貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について（協力要請）

厚生労働省の各種施策の推進につきましては、日頃よりご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、貨物自動車運送事業の荷役災害が増加していることを踏まえ、下記内容について、貴省所管事業の関係団体である公益社団法人全日本トラック協会（以下「トラック協会」という。）をご指導くださるようお願いいたします。

記

貨物自動車運送事業の荷役作業における労働災害の防止については、平成23年6月2日付け基発0602第14号「陸上貨物運送事業の荷役作業における労働災害防止対策の推進について」（以下「荷役災害防止通達」という。）により、荷主と連携した対策の推進について、トラック協会を含め関係業界団体へ協力を要請しているところです。

このような中で、貨物自動車運送事業に関連する労働災害は、昨年も13,543人が被災し、一昨年の13,040人から500人以上の増加になっています。本年についても、既に4,640人（5月末現在の速報値）が被災し、昨年同期を5.6%も上回る状況になっています。

貨物自動車運送事業に関連する労働災害の特徴につきましては、

- ① 交通事故は7%程度であり、70%は荷役作業において発生していること
- ② 事故の型では、荷役作業時における荷台端や荷の上等からの墜落・転落災害が最も多く、災害全体の30%を占めていること
- ③ 災害発生場所は、貨物の輸送を委託する荷主の事業場が70%を占めていること、といったことがあげられます。

このような災害を防止するためには、貨物自動車運送事業者と荷主の事業場が連携して、安全衛生協議組織の設置や安全パトロールの実施、作業床、手すり、墜落防止柵の設置等に取り組む必要があります。

こうしたことを踏まえ、貴省所管事業の関係団体であるトラック協会に対しまして、会員事業者には荷役災害防止通達の徹底についてご指導をお願いするものです。